

○奥羽大学 ABS 管理規則

(平成31年4月1日
制 定)

(目的)

第1条 この規則は、奥羽大学(以下「本学」という。)において、遺伝資源の取得の機会(Access)及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Benefit-Sharing)に関する措置を講ずることにより、本学における遺伝資源の取扱いを適切に行い、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成29年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第一号。以下「ABS指針」という。)で使用する用語の例による。

(担当部署・相談窓口)

第3条 本学安全保障輸出管理規程及び施行細則に準じ、第1条に関連する海外の遺伝資源の取扱いに関する相談窓口(以下「ABS相談窓口」という。)を本学学事に設置する。

2 本学におけるABS相談窓口責任者は、輸出管理委員会委員長とする。

3 ABS相談窓口は、次の業務を担当する。

- (1) 利用する遺伝資源等におけるABS対応の必要性の判断及び輸出管理委員会への提議
- (2) 環境大臣への遺伝資源の利用に関連する情報提供及び報告
- (3) ABSに関連する教員等と関連する事務局との連絡調整
- (4) 学内外のABSに関連する情報の収集と蓄積
- (5) 遺伝資源利用者が行う各種手続きへの指導及び助言
- (6) ABSに関連する海外からの問い合わせへの対応
- (7) ABSに関連する承認手続プロセスの整備
- (8) ABSに関連する教員及び研究者並びに事務職員に対する、議定書及びABS指針の遵守を目的とした啓発活動
- (9) その他ABS指針の遵守に必要なこと。

(申請・決定)

第4条 本学の教員等が、研究活動において海外の遺伝資源を取り扱う場合は、事前に所定の方法に基づき、ABS 相談窓口申請する。

2 ABS 相談窓口申請された内容は、輸出管理委員会の議を経て学長が決定する。
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。